

令和3年3月12日

請求人 様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 向山 愛子

川西市監査委員 黒田 美智

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

地方自治法第242条第1項の規定により、令和3年1月14日付で提出のありました住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を、別紙のとおり通知します。

決 定 書

第1 請求人

氏 名

第2 請求の要旨

以下のとおり、ほぼ原文のまま記載する。

(1) 措置請求に至った経緯

1. R2年度に、市はA社と「川西市一般廃棄物収集運搬委託業務（燃やすごみ・プラスチック類等収集業務【南部①】）」という名称の業務契約（本件契約を以下「本件財務会計行為」と言う）を締結した。

請求人は、本件財務会計行為において地方自治法 242 条第 1 項の内、「違法または不当な公金の支出」行為が行われていたことを下記に証明する。

本市では財政健全化を図るため、R元年度から3年間で行財政改革審議会（以下「審議会」と言う）を招集して、すべての事業を検証し一部答申も出された。その検証・評価を踏まえ、R元年度に検証を実施した95事業について、事業の見直しや方向性が示された。審議会の検討課題のうちR2年8月17日の資料4に美化推進課事業に関して「民間委託や収集回数の減少など収集業務の見直し・競争性原理に基づく民間活力の活用を図るため、燃やすごみ収集業務の一部を民間事業者へ委託します」とある。

上記答申に応じ、本市美化推進課（以下「同課」と言う）が担当課として、（R4年度からの大改革のプロローグとして）R2年度（R2・3年度の2年分）の当市とすべての収集委託業者との契約を見直し経費を減額したと説明、報告され、市長並びに議員（市民）は、それを信じた。

同課がR2年度で実施した具体的な経費削減策は、R2・3年度の発注に当たり、「すべての収集委託業務で、今までの業務仕様を見直し設計額を削減する」と「直営収集業務の一部を民間に委託することによる経費削減」の二本立てであった。

先ず「すべての収集委託業務で、今（前年）までの業務仕様を見直し設計額を削減する」が本当に実現されているかを下記「表1 委託業者別の契約額の推移表」より検証する。

当市の収集委託業務（契約）は、大別すると2種類ある。

一つは、ビン収集委託業務とカン収集委託業務の様な市内全域のこれらごみ種ごとの収集委託業務（契約）。

もう一つは、市内南部地域を南部①と南部②に区分し、これら地区ごとのごみの収集委託業務（契約）。

そして、後者業務契約の2社が収集するごみ種は、「燃やすごみ・ペット・プラスチック製容器包装」の3種である。

表1 委託業者別の契約額の推移（別紙事実証明書-1の③表から）

	H26～H30年度	R1年度	R2年度
A社（南部①）	約1億7000万円	約1億7200万円	約2億0600万円 直営の一部を追加委託したため （前年比119%3400万円増）
B社（南部②）	約1億3000万円	約1億3100万円	約1億1500万円 （削減率12.2%・ 前年比約87.8%1600万円減）
C社（ビン）	約1億4300万円	約1億4400万円	1億0300万円 （削減率28.5%・ 前年比71.5% 4100万円減）
A社（カン）	約4900万円	約4900万円	—
D社（カン）	—	—	約2800万円 （削減率43%・ 前年比57% 2100万円減）
合計	4億9400万円	約4億9800万円	約4億5400万円 （前年比約4400万円減）

*上記表1から判ること

市内全域のびん収集業務は長年に亘りC社が受託していたが、R1年度で約1億4400万円だったものが、R2年度には約1億0300万円に減額され、前年比71.5%と削減は、実行されている。

市内全域の缶収集業務はR1年度まで、長年に亘りA社が年間約4900万円で受託していた。しかし、R2年度に関しては、プロポーザル入札に始めて参加したD社が落札し、新規に業務委託された。その契約額は、前年比57%減とこれも削減は実行されている。

次に検証したのは、A社（南部①）とB社（南部②）の収集業務委託契約（以下「南部①」「南部②」と言う）の2社である。

南部②への委託費は、R1年度では1億3100万円だったものが、R2年度には、1億1500万円となり前年比約90%であり、この業者との契約額も見直されており、削減は実行されている。

最後に、南部①が、上記3業務の契約額同様、削減されているかを調べた。

表1を見ると、南部①の契約額だけが前年比119%（約3400万円増額）となっている。

この増額に対し同課に質問すると、これは「(直間比率の観点から)直営の一部を南部①に追加委託した結果の増額である」との回答であった。

確かに、別紙事実証明書-2を見ると、前年までの南部①に新たな収集地域が追加委託されているのが確認出来た。

ここからもう一つの「直営の一部を民間に委託することによる経費削減策」の検証に入る。

表1からは、R2年度の南部①の「本件財務会計行為」の全貌(明細)が見えない。南部②と収集内容と同じくする南部①も、南部②と同率削減されている筈だが、表1(契約額)から確認出来ない。それは、本件財務会計行為において、削減された南部①に直営の一部が追加委託されたのに、合計額だけしか記載されていない(南部①の前年業務分の削減後の契約額と追加委託された増額分を分けていない)ことが判読不能の理由である。

よって、現時点において「本件財務会計行為」には、疑問が3点存在する。

一つ目は、R2年度において、南部①も、市と他業者との契約同様、R1年度と比べR2年度の契約額が本当に削減されているか？

二つ目は、削減されているとしたら、その削減率の根拠は(公平性の有無)？

三つ目は、R2年度南部①が直営の一部を追加委託されたことによる具体的追加金額は、いくら(金額)か？である。

この3つの疑問を解明するため、同課に対し情報公開請求し、南部①と南部②のR1年度とR2年度の「実施設計書(別紙事実証明書-3の1~4)」を入手した。それを整理したのが、下記表2と表3である。

本件財務会計行為の契約(額)について、上記3つの疑問を下記表2と表3(R1年度とR2年度の実実施設計書の比較)から検証し解明する。

表2「実施設計書(内訳書)」から南部①のR1年度と本件財務会計行為(R2年度)の比較
(注：本表の数字は設計書であるため契約額より高い)

	R1年度南部①	R2年度南部①
①年間契約額(税込み)	約1億7967万円	約2億0773万円
②使用車台数	7台	9台
③業務委託料(月額)(①÷12)	約1497万円	約1731万円
④1ヶ月1台当たり(③÷②)	約214万円	約192万円

* R2年度9台-R2年度7台(R1の削減後)=追加委託された2台分。

表3「実施設計書（内訳書）」から南部②のR1年度とR2年度の比較

（注：本表は設計書の数字設計書であるため契約額より高い）

	R1年度南部②	R2年度南部②
①年間契約額	約1億3243万円	約1億1540万円
②使用車台数	5台	5台
③業務委託料（月額）（①÷12）	1103万円	961万円
④1ヶ月1台当たり（③÷②）	約220万円	約192万円

*上記表2と表3からわかること

①当市の委託契約の南部①と南部②が請け負っていたR1年度までの契約額の差は、前者（南部①）使用車台数が7台、後者の使用車台数5台（南部②）である。使用車台数の違いは、請負地域の規模の違いで業務内容並びに1台当たりの経費は、両社ほぼ同額である。

②南部①と南部②の収集業務を受託している両社とも、R1年度には1ヶ月1台当たり約220万円前後だったものが、R2年度には両社とも約192万円に減額されていることから前年比約90%に削減されていることがわかる。

同課がこれら2業者の業務委託契約額を同率で削減していることは、仕事の内容が同じことから正しい判断である。

③R2年度南部①も、南部②同様R1年度の契約額をR2年度の契約において、前年比約90%、つまり1ヶ月1台当たり約192万円に削減されていた。これで一つ目の疑問が解決した。

④二つ目の疑問（削減率の根拠・公平性の有無）

R1年度とR2年度の両社の実施設計書を比較すると、収集業務が同内容の南部②と同率で南部①も削減されていた。公平性のある削減率と判断できる。

⑤三つ目の疑問（直営の一部を追加委託されたことによる追加増額分の金額は？）

これまで、R2年度の南部①が本当に削減されているかを検証するため実施設計書を参考に検証したが、3つ目の疑問の「追加委託されたことによる、より正確な増額分」算出には、再度表1（実際の契約額）の数字が必要となる。それを表1から南部①だけ取り出したのが、下記表4である。

表4 南部①のR1年度とR2年度の実際の契約額の比較

	R1 南部①・7台	R2 南部①・9台
契約額	1億7247万1572円＝ 7台分	2億0671万2000円＝ 7台分1億6077万6000円＋追加委託 の2台分（4593万6000円）
1ヶ月1台当たり	205万3233円	191万4000円

⑥上記表4からR2年度に、直間比率の是正のために直営から業務の一部を追加委託された分(増額分)が算出出来る(今回は、市の損害額を正確に算出するため、R1・R2年度分の契約額は、簡略化せず契約書通りの金額を使用した)。

1) R2年度南部①の契約額(9台分)は、2億0671万2000円である。

南部①のR2年度の1ヶ月1台分の経費(削減後の1台分)は、191万4000円(2億0671万2000円÷9台÷12ヶ月)である。

2) R1年度南部①では、7台で1億7247万1572円(1ヶ月1台分205万3233円)だった契約額は、南部②と同率で削減されたR2年度南部①の年間7台分の契約額は、1億6077万6000円に削減されている(計算式:2億0671万2000円÷9台×7台=1億6077万6000円)ことが判る。

3) これらより、請求人が知りたい「直営の一部を追加委託されたことによる追加増額分」が判明する。

つまり、上記1)2)より、「R2年度の契約額」－「R1年度(7台分)が設計価格通り削減された契約額1億6077万6000円」＝「R2年度に直営の一部を追加委託された分(2台分)」となる。

この式に、実数を入れると、

2億0671万2000円(R2年度の契約額)－1億6077万6000円＝4593万6000円
この4593万6000円が、R2年度に直営の一部を南部①へ追加委託された増額分である。

同課が「直営の一部を民間に委託するため削減したのは、人件費8人分の3759万円。その直営がやっていた同業務を追加委託された南部①の増額分は、4593万6000円であった」と言うのが、本件財務会計行為の違法性の“正体”である。

ところが、同課は「直営で行っていた業務を民間に委託したことで経費を削減した」と公言している。

今回の委託により、議員も市民も当然安くなっていると信じた。ましてや、市長は、自らが作った審議会の答申を同課が、正しく実行していることを信じて疑わなかった。しかし、現実には安くならず逆に、高くなっていたということである。

さらに、請求人は同課の悪質さを証明する複数の傍証を提示する。

①請求人は、「直営の一部を民間委託することの意味」を同課に以下のように質問した(別紙事実証明書-4の1と2より)。

請求人の質問「私の考えでは、直営の一部を民間委託したことが成功と評価できるのは、民間に追加委託(契約)増額分より、直営のコストを多く削減出来た時と思うが?さらに、同課が直営の一部を民間に委託する目的は?」と聞いたところ、それに対し同課は「民間に委託することだけが目的ではなく、その際には経費削減も大きな目的です。」と回答した。

さらに同課は、R2年度の全委託契約業務の経費削減方策の一つとしての直間比率の是正に対して「R2年度に会計年度任用職員(臨時職員)を8人削減し合計3759万円減額している。この人件費減額の裏付けは、R1年度予算書(P165)とR2年度予算書(P169)の比較で確認できる」と回答。

つまり、「同課は直営で行えば 3759 万円で出来た仕事を 4593 万 6000 円で民間に委託した」ことの理不尽さに気付いていないのである。

②しかし常識的に考えた時、請求人が気付くようなミス（法律違反）を同課が犯すか？と言う素朴な疑問が私の脳裏を過ぎった。

前回の質問の回答には無かったが、請求人の気付かないところ（例えば、余剰車両等の売却やその他）で、今年度中に同課は人件費削減（3759 万円）では足りない分の金額を捻出する計画だった可能性があることに気付いた。

決算まで待てない請求人は、同課に対し R2 年 12 月 9 日付で「…質問④ 以前、直営の一部を民間委託するため、臨時職員 8 人分カットして約 3700 万円削減したことを教えてもらった。これは、所謂「直間比率」の是正のことだと思いますが、直営の一部を削減するため、予算作成時（あるいは、今現在進行中）、人件費削減以外に、他に削減できるもの（例えば物件費等？）は考えていましたか？私は、教えてもらった人件費の削減で十分だと思うが、美化推進課として人件費以外の削減も考えていたなら、その対象名とその金額を教えてください。なければ、無いと回答下さい。」と質問した（同②と下記③の回答も別紙事実証明書-5より）。

③これに対する同課からの回答（12 月 14 日付）は、「〇〇様、12 月 9 日付の 2 通目の問い合わせの質問について下記のとおり回答いたします。『削減可能な費用は人件費のみと考えています』

この回答は、同課が本件財務会計行為の予算編成時、直営の一部を民間に委託する時、直営が行っていた金額（3759 万円）より、高い金額（4593 万 6000 円）で契約したことを認めた確固たる証拠である。

この同課の回答が、本件財務会計行為において違法または不当な公金の支出が行われ、市に損害を与えた証拠である。

証拠はこれで十分過ぎるが、請求人は、さらに違法の傍証を固めるため、別の課の意見を聞いた。

④R2 年 12 月 17 日付、当市契約検査課（以下で「検査課」と言う）に対し「同課の契約の一つ（南部①の直間比率分）で、（前述の内容を説明し）違法な行為を行っていることを発見した。もしこれが事実だとすれば、契約課ならどう判断しますか？（契約課が同課の契約を検査しないことを知った上で）」と質問したところ、検査課は同課に対し、「同課の R2 年度の業務委託契約において、直営の一部を民間委託した際、本来なら当然安くなる筈の追加委託費（増額分）が、逆に高くなっていると、市民から質問があったが、そのような事実が本当に有りますか？」と問い合わせてくれた。翌 12 月 18 日付で検査課から、その回答ももらった。内容は、「同課の削減は総合的な判断の結果である。単純な人件費だけの削減だけでなく総合的に判断したものである。よって同課には全く過失はない。」と言う予想通りの回答だった。

同課の言う「総合的（委員会でも市民にも同じ説明をしている）」の意味は、表1の合計欄の右下の「前年比約4400万円減」のことで、R2年度の民間契約全体では、約4400万円も削減出来ているでしょ！と言う意味である。

ところが、前述のとおり同課は「直営の業務を民間に委託する目的のうち、経費削減が大きな目的である。」と、全く真逆の回答をしている。

この悪質なミスリード（全体では約4400万円削減されていると言う説明）が委員会や議会で功を奏した（結果R2年3月議会で予算の承認を得た）ことから、同課は検査課にも同じ回答をしたのである。

⑤話は変わるが「審議会の答申の拘束力」について当市総務部総務課（12月28日付）に質問した。回答は「審議会の答申とは、単なる助言のようなもので、法的拘束力がない」であった。

この意味は、審議会の答申が「全契約を見直し、経費を削減しなさい」であっても、これを担当課が実行しなくても法的には何ら問題はないという意味である。

再度総務課に、同課の「直営の一部を民間委託したことにより減額した」と言う発言が請求人の主張通り虚偽だった場合、同課の行為はいかなる法律に抵触するか？と本質に迫る質問した。

総務課の回答（R3年1月7日付）は「地方公務員法（信用失墜行為の禁止）第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」に抵触するであった。

⑥同課は、答申通りの削減を実行しなくても違法にならないのに、本件財務会計行為の削減で、「直営の業務を民間に委託する目的のうち、経費削減が大きな目的である」と称して、直営の業務を民間委託したことでも削減した」と陳述した。さらに「すべての収集委託業務で今までの業務仕様を見直し設計額を削減しました。…合計で約4400万円削減できました」

つまり、すべての契約で「削減した」と公言しているのである。

答申通り削減しなくても、ばれた場合、職務怠慢で上司から叱られるだけで違法ではなかった。ところが、今回は答申通り削減したと報告したのに実は、削減されていなかったということが露見したことにより、三つの法律に抵触した。

2. 三つの違法

本件財務会計行為が、「違法または不当な公金の支出」に該当する理由。

一つ目の違法は、同課が委員会・議会・市民への説明・回答において、「直営の一部を民間委託したことにより、経費削減に成功したと虚偽の公言」をしたことは、「地方公務員法（信用失墜行為の禁止）第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」に抵触したことになる。

二つ目の違法は、審議会の答申つまり「市の今後の方針決定（経費を削減する）」＝「上司の職務上の命令」に反したことになり、この行為は地方公務員法（法令等及び上司の職務上

の命令に従う義務) 第三十二条「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」に違反した(上司である市長の職務上の命令に背いた)ことになる。

答申に従わなくても、違法または不当な行為にならないが、答申通りにした(すべての契約で減額した)と言っているのに、直営減額金額より委託金額が逆に高くなっていたことは、上司の職務上の命令に忠実に従わなかったことと同義となり、職務上悪質な行為を行ったことになり違法または不当な行為となる。

もう一つの違反理由も、「同課が、答申に従わず削減しなくても、何ら違法にはならなかった(単なる職務怠慢)」が、同課は削減したと公言しているにも拘わらず、結果として直営が自ら業務するより高い金額で民間業者に委託していたことになる。つまり、本件財務会計行為において、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」の真逆の行為を行ったことになり違法である。

3. 結論

「上記2. 三つの違法」を原因として、本件財務会計行為において、直營業務の一部を民間委託した際、同課が削減出来た直営コストは3759万円に過ぎないにもかかわらず、R2年度南部①に追加委託された金額は、4593万6000円だった。更なる人件費削減か物件費等の削減乃至売却等で経費圧縮に対応すべきであったが、行わなかったことで、市は今年度のみで834万6000円(4593万6000円-3759万円)の損害を被った。

監査委員には、先ず本件財務会計行為が「違法または不当な公金の支出」に該当するかの判断をお願いします。

本件財務会計行為を違法または不当と判断した時、市長に対し、次のとおり勧告することを求める。

①本件財務会計行為のR2年度1年間の損害額834万6000円の速やかな返還命令乃至は直営収集コスト削減の措置命令。

請求日が年度途中のR3年1月なのに、1年分の返還を求める理由は、本件財務会計行為において、A社(南部①)には一切、落ち度はないからである。落ち度は、設計書作成において誤った契約金を算出し、業者に提示した同課にある。そして最終責任は同課の上司である市長となる(この契約が、当市の契約検査課の検査対象にならないシステムにも欠陥がある)、つまり本件財務会計行為自体は遵法である。この事実から請求人が請求した時期に拘わらず、業者が契約通り粛々と業務を遂行した場合、契約書通りのお金は、当然支払われなければならないことになる。

よって、市長への請求額は、1年分の834万6000円全額である。

②本件財務会計行為は、R2年度分であるが、本契約はR3年度分を含む合計2年分の契約（別紙事実証明書-3の2より「業務委託料2ヶ年分」）である。よって、R3年度分の追加委託分の金額を834万6000円以上減額するか、本件財務会計行為同様、直営の一部を南部①に追加委託するならR3年度の直営収集コストをR2年度より、834万6000円以上（人件費等）削減する措置命令。

[事実証明書] 令和3年1月14日提出（以下、請求人の記載のとおり）

別紙事実証明書-1	表③委託業者別の契約額（H26～R2年度）
別紙事実証明書-2	R2年度にA社に追加された委託地域
別紙事実証明書-3の1	R1年度・南部①の実施設計書（内訳書）
別紙事実証明書-3の2	R2年度・南部①の実施設計書（内訳書）
別紙事実証明書-3の3	R1年度・南部②の実施設計書（内訳書）
別紙事実証明書-3の4	R2年度・南部②の実施設計書（内訳書）
別紙事実証明書-4の1	請求人と同課との質疑応答
別紙事実証明書-4の2	請求人と同課との質疑応答
別紙事実証明書-5	同課の回答

なお、事実証明書については記載を省略した。

第3 請求の受理

本請求は、令和3年1月14日付で提出があり、要件審査の結果、地方自治法第242条に定める要件を具備しているものと認め、同年1月18日に受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

住民監査請求は、地方自治法第242条第1項で「（略）違法若しくは不当な公金の支出、（略）、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む）（略）と認めるときは、（略）監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し（略）、又は当該行為（略）によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

したがって、上記の規定及び請求の趣旨から、請求人の主張する、一つ目の違法「信用失墜行為」及び二つ目の違法「職務命令違反」については、適正な財務会計上の行為が行われたかどうか判断するうえで、関係しないことから監査対象事項から除外することとする。

監査対象事項については、以下のとおり、請求人の主張する三つ目の違反行為及び結論部分とした。

請求人が主張する三つ目の違反理由及び結論部分

- ・同課は削減したと公言しているにも拘わらず、結果として直営が自ら業務するより高い金額で民間業者に委託していたことになる。つまり、本件財務会計行為において、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」の真逆の行為を行ったことになり違法である。
- ・本件財務会計行為において、直営業務の一部を民間委託した際、同課が削減出来た直営コストは3,759万円に過ぎないにもかかわらず、R2年度南部①に追加委託された金額は、4,593万6,000円だった。
更なる人件費削減か物件費等の削減乃至売却等で経費圧縮に対応すべきであったが、行わなかったことで、市は今年度のみで834万6,000円（4,593万6,000円-3,759万円）の損害を被った。
- ・本件財務会計行為のR2年度1年間の損害額834万6,000円の速やかな返還命令乃至は直営収集コスト削減の措置命令。
- ・市長への請求額は、1年分の834万6,000円全額である。
- ・本件財務会計行為は、R2年度分であるが、本契約はR3年度分を含む合計2年分の契約（別紙事実証明書-3の2より「業務委託料2ヶ年分」）である。よって、R3年度分の追加委託分の金額を834万6,000円以上減額するか、本件財務会計行為同様、直営の一部を南部①に追加委託するならR3年度の直営収集コストをR2年度より、834万6,000円以上（人件費等）削減する措置命令。

なお、要件審査の過程において、監査請求期間等を検討した。

本請求では、前述のとおり、「本件財務会計行為のR2年度1年間の損害額834万6,000円の速やかな返還命令」を監査対象とした。

請求人は、「本件財務会計行為は、R2年度分であるが、本契約はR3年度分を含む合計2年分の契約（略）である。よって、R3年度分の追加委託分の金額を834万6,000円以上減額するか、本件財務会計行為同様、直営の一部を南部①に追加委託するならR3年度の直営収集コストをR2年度より、834万6,000円以上（人件費等）削減する措置命令。」と、3年度分の追加委託分の減額、又は3年度の直営収集コストの削減を主張している。

監査請求の制限期間1年を算定する起算点は、地方自治法第242条第2項により「請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。」と定められている。

本件財務会計行為である契約は、債務負担行為を設定し2年4月1日から4年3月31日までの2カ年の契約を締結している。

制限期間については、『「当該行為」とは、(地方自治法第242条)第1項に規定されている行為を指し、また、当該行為の「終わった日」とは、当該行為又はその効力が相当の期間継続性を有するものについて、当該行為又はその効力が終了した日のことを指すもので、例えば、財産の貸付けについては貸付期間の満了した日又は貸付契約の解除された日、債務保証契約については現実に債務の弁済の行われた日がこれに当たる。(逐条地方自治法第9次改訂版松本英昭著1047～1048Pより抜粋)』とある。

これを、本件財務会計行為に当てはめてみると、契約締結日は2年3月24日であり、契約の効力の満了する日(当該行為の「終わった日」)は4年3月31日であるため、監査対象期間の要件は満たしている。

次に、「3年度分の追加委託分の減額、又は3年度の直営収集コストの削減」を監査対象とするのかについて検討した。

「3年度分の追加委託分の減額、又は3年度の直営収集コストの削減」については、3年度分は2年度分と一連の財務会計行為であることから、契約行為の違法性及び「R2年度1年間の損害額834万6,000円の速やかな返還命令乃至は直営収集コスト削減の措置命令。」について検討した結果において判断されるべきものである。

2 監査対象部局

市民環境部美化推進課

3 請求人の陳述及び証拠の提出

令和3年2月8日に請求人の陳述を聴取した。また、提出書類として、同年2月4日に陳述書及び事実証明書の提出があった。

[事実証明書] 令和3年2月4日提出 (以下、請求人の記載のとおり)

別紙事実証明書-6	(R2年11月質問・回答)
別紙事実証明書-7の1	(H22年度・ビン収集運搬費約8000万円)
別紙事実証明書-7の2	(H22年度・コンテナ配布業務約6000万円)
別紙事実証明書-8	(R4年度からのごみ収集体制)
別紙事実証明書-9	(R2年度の削減結果)
別紙事実証明書-10	R4年度(大改革)の適正予算
別紙事実証明書-11	「市長への提案」に対する回答(R元年7月)

なお、陳述書及び事実証明書については、記載を省略した。

4 関係職員からの聴取等

監査対象部局に対して、関係書類の提出を求めるとともに、令和3年2月15日に市民環境部美化推進担当理事、美化推進課長及び課長補佐の出席を求め、当該請求内容に関する聴取等を行った。

5 監査の期間

令和3年1月18日から同年3月11日まで

第5 監査の結果

1 主 文

本件請求を棄却する。

2 理 由

理由については、以下のとおりである。

第6 監査の結果

監査対象事項の概要及び市（関係職員）の説明の要旨については、次のとおりである。

1 監査対象事項の概要及び市（関係職員）からの聴取等の内容について

(1) 本件請求に係る委託契約の概要

① 一般廃棄物収集運搬委託業務全体の契約金額は、次表のとおりである。

単位：円

業務名	令和元年度 事業者	令和2年度 事業者	令和元年度 契約金額 ①	令和2年度 契約金額 ②	令和3年度 契約金額 ③	令和2、3年度 合計 ②+③	差引 ②-①
燃やすごみ・プラスチック類 収集業務【南部①】	A社	A社	172,471,572	206,712,000	206,712,000	413,424,000	34,240,428
燃やすごみ・プラスチック類 収集業務【南部②】	B社	B社	131,663,737	115,402,848	115,402,848	230,805,696	▲ 16,260,889
ビン収集業務	C社	C社	144,924,908	103,912,089	103,912,090	207,824,179	▲ 41,012,819
カン収集業務	A社	D社	49,597,646	28,047,360	28,047,360	56,094,720	▲ 21,550,286
合計金額			498,657,863	454,074,297	454,074,298	908,148,595	▲ 44,583,566

一般廃棄物収集運搬委託業務全体で見ると、令和2年度合計金額は454,074千円で、令和元年度と比較し44,583千円削減されている。

- ② 「川西市一般廃棄物収集運搬委託業務（燃やすごみ・プラスチック類等収集業務【南部①】）」における契約状況は、次のとおりである。

委託契約書 川西市一般廃棄物収集運搬委託業務
燃やすごみ・プラスチック類等収集業務【南部①】

契約日 令和2年3月24日

委託料 413,424,000円（消費税等込）

履行期間 令和2年4月1日から4年3月31日まで

指名型プロポーザル実施に係る決裁関係

①債務負担行為 令和元年度第5回市議会定例会に付託され令和元年12月25日に議決

②債務負担行為、設計額、契約金額の状況（南部①）

(単位：円)

区 分	【南部①】A社
債務負担行為(2年間)	457,998,392
設計額(2年間)	415,461,895
契約金額(2年間)	413,424,000
債務負担行為(1年度当たり)	228,999,196
設計額(1年度当たり)	207,730,948
契約金額(1年度当たり) ①	206,712,000

(参考)

令和元年度契約金額 ②	172,471,572
-------------	-------------

令和2年度-元年度契約額 ①-②	34,240,428
------------------	------------

以上のとおり、令和2、3年度における業者選定及び契約締結書類等を確認したところ、関係法令等に則り、事務手続きがなされていることを確認した。

③ 南部①の収集区域は、次表のとおりである。

南部①		
令和元年度	令和2年度	
町名	町名	
中央町	中央町	平野1丁目
小花1丁目	小花1丁目	平野2丁目
小戸1丁目	小戸1丁目	平野3丁目
小戸3丁目	小戸3丁目	多田院多田所町
美園町	美園町	多田院1丁目
栄町	栄町	多田院2丁目
花屋敷1丁目	花屋敷1丁目	平野
花屋敷2丁目	花屋敷2丁目	鶯台1丁目
寺畑1丁目	寺畑1丁目	鶯台2丁目
寺畑2丁目	寺畑2丁目	東畦野山手1丁目
栄根2丁目	栄根2丁目	東畦野山手2丁目
南花屋敷1丁目	南花屋敷1丁目	山下町
南花屋敷2丁目	南花屋敷2丁目	笹部1丁目
南花屋敷3丁目	南花屋敷3丁目	笹部2丁目
南花屋敷4丁目	南花屋敷4丁目	笹部3丁目
下加茂1丁目	下加茂1丁目	下財町
久代1丁目	久代1丁目	
久代2丁目	久代2丁目	
久代6丁目	久代6丁目	
東久代1丁目	東久代1丁目	
東久代2丁目	東久代2丁目	
新田1丁目	新田1丁目	
新田2丁目	新田2丁目	
新田3丁目	新田3丁目	
東多田1丁目	東多田1丁目	
東多田2丁目	東多田2丁目	
東多田3丁目	東多田3丁目	
鼓が滝1丁目	鼓が滝1丁目	
鼓が滝2丁目	鼓が滝2丁目	
鼓が滝3丁目	鼓が滝3丁目	
東多田	東多田	

令和2年度追加区域

(2) 本件請求に係る「川西市一般廃棄物収集運搬委託業務（燃やすごみ・プラスチック類等収集業務【南部①】）」の関係法令等について

本件請求における、主な関係法令等の規定は次のとおりである。

○委託契約書、仕様書（令和元年度、2・3年度）

略

○川西市プロポーザル方式実施ガイドライン

略

○川西市一般廃棄物収集運搬業務委託契約候補者選定にかかる指名型プロポーザル実施要領

略

○川西市契約規則

略

○地方自治法

第2条 略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

○地方自治法施行令

略

○地方公務員法

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

略

(3) 本件請求に係る関係職員からの聴取等について

市（関係職員）より、以下のとおり聴取等を行った。

聴取事項1	南部①における、令和元年度・2年度の業者選定方法・設計金額の積算方法、契約金額の決定方法について
市の回答	<p>令和元年度は美化推進課の新事務所への移転を見越し、平成28年度から30年度までの3年間で公募型プロポーザルにより契約した業者に対して随意契約としております。なお、予定価格設定については美化推進課の設計によるもので、見積合わせの結果、価格の範囲内であったため契約を締結しました。</p> <p>令和4年度からの収集体制の見直しまでの期間である令和2、3年度について、令和元年9月議会に債務負担行為の設定について上程する予定でしたが、分別収集事業が事業再検証の対象で事業内容を精査する必要があったため、12月議会で上程のうえ令和2年3月に契約締結しております。直営から委託化にあたっては市民へのサービス低下が無いよう十分にヒアリングを行うことができ、ステーションの片付けなどに関する提案などが期待できる指名型プロポーザルにより業者選定を行いました。上限価額の設定については美化推進課の設計によるもので、契約候補者第1位の業者が提示した見積価額が上限価額範囲内であったため契約を締結しました。</p> <p>元年度の積算内訳は収集業務費で1車1ヶ月当たり1,641,630円（税抜）で積算したものに7台分の小計と事務所管理費、管理費を含めた164,842,056円（税抜）を設計額としています。</p> <p>2、3年度は人件費、物品費、車両経費、車両維持管理費の直接業務費のほか、業務管理費、一般管理費を含めた1車1ヶ月当たり1,748,577円（税抜）で積算したものに9台分の合計188,846,316円（税抜、年額）を設計額としています。</p> <p>2、3年度の1車1ヶ月当たりには直接業務費のほか、業務管理費、一般管理費が含まれており、それを除いた直接業務費の1車1ヶ月当たりの金額は1,271,693円（税抜）となり、設計にあたり元年度と比較して設計内容を見直して1車1ヶ月当たり369,937円（税抜）の削減を図っています。</p>
聴取事項2	<p>ア 令和2年度に直営から委託した地域（以下「追加委託地域」という。）について</p> <p>イ 追加委託地域を南部①に追加した理由について</p>
市の回答	<p>ア 追加委託した地域は鶯台1・2丁目、平野1～3丁目、平野、多田院多田所町、多田院1・2丁目、東睦野山手1・2丁目、笹部1～3丁目、山下町、下財町です。当該地域を2台で収集していたわけではなく世帯数を勘案し2台相当分を民間委託したものです。</p> <p>イ 南部①に追加した理由については、直営2台相当分の地域を単独発注する場合や台数の少ない地域へ加えることは新規に車両を調達する必要があること、委託期間も2年間と短いことから委託料が割高となる懸念が予想されました。また、一番台数が多い地域に追加委託する方がスケールメリットを生かした経費削減効果が少しでも見込めるものと判断し追加発注したところです。</p>
聴取事項3	令和元年度の南部①の地域と、追加委託地域における、令和2年度のそれぞれの契約金額の算出方法について
市の回答	<p>令和元年度、令和2、3年度とも委託期間での総額で契約しています。設問にある追加委託地域のみを限定した契約の締結は行っていませんが、追加委託地域は、直営の2台相当分の世帯数に該当する地域を元年度の委託地域に追加しているものです。</p> <p>当該直営2台相当分の追加契約額として、あえて算出するとすれば、契約金額から1車1ヶ月当たりの単価から算出することになります。</p> <p>元年度では、契約金額172,471,572円から単純に台数按分をして算出した場合は、$172,471,572円 \div 7台 \div 12ヶ月 = 2,053,233円 / 台 \cdot 月$となり、2台相当分として、$2,053,233円 \times 2台 \times 12ヶ月 = 49,277,592円$（税込み・年額）となります。</p> <p>また、令和2年度契約金額206,712,000円から算出しますと、$206,712,000円 \div 9台 \div 12ヶ月 = 1,914,000円 / 台 \cdot 月$となり、2台相当分で、$1,914,000円 \times 2台 \times 12ヶ月 = 45,936,000円$（税込み・年額）となります。</p>

聴取事項4	令和2年度の南部①（追加委託地域を含む）の契約金額について、課が請求人に説明した内容について （事実証明書4の1、4の2）
参考	<p>請求人から提出された事実証明書4の1について 以下、事実証明書4の1より一部抜粋、加筆</p> <p>（請求人の質問） R2年3月11日付「一般会計予算審査特別委員会」の議事録P66を読んでいると、ごみ収集に関するものですが、委員質問「分別収集事業の委託料が今年度より少し上がっているのは直間比率の変更のせいでしょうか？」に対し課長が「そうです。直営の一部を民間へ委託しました・・・」と言う回答がありました。 そこで質問です。 中略 ご質問（請求人）：上記議員と課長との問答では、直営の一部を民間委託した結果として「民間委託費が増額した」といっています。その減った作業分（民間委託増額相当分）が直営の経費から削減出来た時が、成功だと思います。直営がやっていた業務をただ民間へ移すことだけが（直営経費削減関係なし）目的なのか？</p> <p>ご回答（市）：民間に委託することだけが目的でなく、その際には経費削減も大きな目的です。議員との答弁で増額したと回答しているのは2年度の分別収集事業予算額で、2年度委託料は元年度に比べ65,953千円増加しています。ただし、これは契約前の予算額であり、ごみ収集委託の契約額で元年度と2年度を比較すると約45,000千円削減することができました。 さらに、会計年度任用職員（臨時職員）を削減しその人件費にかかる予算額についても削減しており、37,592千円を減額しています。この減額はあくまで予算ベースであり、2年度終了後の決算で効果額は確定します。</p> <p>請求人から提出された事実証明書4の2について 以下、事実証明書4の2より一部抜粋</p> <p>ご質問（請求人）：民間増額相当分が直営減額に反映したことは、どこを見れば、わかりますか？</p> <p>ご回答（市）：令和2年度に会計年度任用職員（臨時職員）を8人削減しています。元年度の臨時職員は2年度から会計年度任用職員となり、人件費として元年度の賃金から2年度は報酬と職員手当の合算で計上しています。令和2年度の予算に減額分を反映させた箇所としては、2年度予算書（P169）の清掃費、ごみ処理費、分別収集事業、報酬63,005千円と職員手当等11,910千円の合算74,915千円であり、元年度予算書（P165）、清掃費、ごみ処理費、分別収集事業、賃金112,507千円と比較し、37,592千円の減額としています。</p>
市の回答	<p>事実証明書4の1、4の2について</p> <p>「議員との答弁で増額したと回答しているのは2年度の分別収集事業予算額で、2年度委託料は元年度に比べ65,953千円増加しています。ただし、これは契約前の予算額であり、ごみ収集委託の契約額で元年度と2年度を比較すると約45,000千円削減することができました」と回答しています。ここでは分別収集事業予算額全体について回答しており、このことは民間委託のみならず、業務内容見直しによる設計価額の圧縮やコスト削減を含めた答弁であり、経費削減については民間委託のみに限ったものではありません。</p> <p>また「さらに、会計年度任用職員（臨時職員）を削減しその人件費にかかる予算額についても削減しており、37,592千円を減額しています。この減額はあくまで予算ベースであり、2年度終了後の決算で効果額は確定します」と回答しており、決算時には会計年度任用職員の削減額以外にも削減効果が表れることを示しています。</p> <p>事実証明書4の2について</p> <p>令和2年度の予算書のとおりです。予算に計上した削減額として回答したものです。</p>

聴取事項5-1 請求人から提出された事実証明書5について
追加委託地域における、令和元年度までの直営経費内訳について
追加委託地域を直営で行っていた際の費用の説明は、事実証明書5（下記参照）に、記載のとおり、人件費（臨時職員8人分約3,700万円）に限定されるのかについて

参考 事実証明書5 一部抜粋（一部加筆）

（請求人の質問）

「質問④ 以前、直営の一部を民間委託するため、臨時職員8人分カットして約3,700万円削減したことを教えてもらいました。これは、所謂「直間比率」の是正のことだと思いますが、直営の一部を削減するため、予算作成時（あるいは今現在進行中）、人件費削減以外に、他に削減できるもの（例えば物件費等？）は考えていましたか？私は、人件費の削減で十分だと思いますが、美化推進課として、人件費以外の削減以外も考えていたなら、その対象名とその金額を教えてください。なければ、無いと回答して下さい。」

（市の回答）

〇〇様

「12/9付の2通目の問い合わせの質問について下記のとおり回答いたします。
削減可能な費用は人件費のみと考えています。今後も引き続き削減可能な経費の検討をしていく予定です。」

市の回答 照会のあった令和2年12月時点では令和2年度の事業執行期間中のなか請求人からは削減となる対象名と金額についての質問がありました。
人件費以外でも、車両に関する経費などにおいていくらかの削減効果が発生することも考えられますが効果額は決算後でないと確定せず、不確定な効果額について予算に計上することは不適切であり、今回の回答については予算書での削減額として「人件費のみ」と回答したものです。
また、人件費（臨時職員8人分約3,700万円）について、2台相当分の追加委託地域を収集する際には臨時職員のみで行うことなく正規職員が必ず乗り組んでおり、そこには正規職員との人件費差額による効果のほか、人事異動の退職不補充部分による効果が発生しており、その効果額は決算が済んでいないため考慮していません。
この回答については令和2年度の事業執行期間中であり、予算作成時での削減効果額として予算書に計上したものは人件費のみであるために上記抜粋のとおり回答したものです。
事実証明書5のとおり回答で「今後も引き続き削減可能な経費の検討をしていく予定です」としており、美化推進課では人件費削減に限らず、分別収集事業全体において将来にわたり総合的な経費削減を目指しています。

聴取事項5-2 直営部分の費用について
令和元年度のごみ処理費人件費及び分別収集事業等における、直営部分の費用総額（人件費、車両等の合計金額）について。

市の回答 令和元年度決算でのごみ処理費人件費は632,908千円で、給料のほか、職員手当等、共済費の合計です。事務職員5人を含んでいることから、元年度決算成果報告書で一般会計における平均職員人件費8,301千円とあることから5名分41,505千円を差し引いた591,403千円が直営65名分（再任用含む）の職員人件費としています。
さらに29名の臨時備人料として80,746千円を加えた672,149千円が直営部分の人件費となっています。
また、分別収集事業の車両にかかる費用は31,134千円です。その他、事務職員5名分の人件費や手袋や作業服等の購入など直営事業の運営にかかる費用として48,653千円で、合計79,787千円となります。

聴取事項5-3 上記聴取事項5-2の費用総額のうち、南部①の追加委託地域に係る費用について

市の回答 追加委託地域を2台相当分として車両台数33台から算出し、乗車人員は正規職員2名、臨時職員1名の3名乗車で積算した場合、その他直営運営にかかる費用を加えて50,561千円となります。
また、乗車人員は正規職員3名での乗車もあることからそのケースと同様に積算すると63,588千円となります。この算出には元年度に購入した収集車両費用8,750千円と使用中の車両損料は含んでいません。
また、元年度における直営区域世帯（34,510世帯）のうち追加委託地域世帯（4,478世帯）の割合は13.0%となっています。

聴取事項5-4	追加委託地域（令和元年度直営部分）に係る下記の内訳金額等について
	<p>(7) 車両〇台、(i) 各車両の走行距離/年、(ii) 燃料費/年 (i) 車両メンテナンス費用（車検・点検・修繕料等）/年 (4) 車両関係器具（デジタルタコメーター等）/年、(h) 保険料/年 (4) 人件費【臨時職員〇名、正規職員〇名、再任用職員〇名（手当・社保含む）/年</p>
市の回答	<p>元年度の直営収集時に追加委託地域を特定した人員、車両で収集していたものではないため明確な内訳金額は算出できませんが、追加委託地域を2台相当分として以下の項目について直営収集にかかる元年度の値を回答します。</p>
	<p>(7) 車両台数 33台中2台 (i) 各車両の走行距離 1台平均：17,581km/年 (ii) 燃料費 12,581千円/年 2台分：762千円 (i) 車両メンテナンス費用（車検・点検・修繕料等） 12,338千円/年 2台分：748千円 (4) 車両関係器具（デジタルタコメーター等）5,333千円/年 2台分：323千円 (4) 保険料 882千円（公課費含む）/年 2台分：53千円 (4) 人件費 元年度の美化推進課の収集作業にあたる職員内訳 臨時職員29名、正規職員62名、再任用職員3名 ● 2台分の乗組体制 <1台当たり正規職員2名、臨時職員1名の場合> 正規職員4名 37,190千円 臨時職員2名 5,568千円 計42,758千円 <1台当たり正規職員3名の場合> 正規職員6名 55,786千円 計55,786千円</p>

※ 後日、市に確認し、令和元年度における当該業務においては正規職員2名、臨時職員1名が基本体制であったことを聴取した。

市から聴取（聴取事項5-3）した、「令和2年度追加委託分（以下「追加地域」という。）に相当する令和元年度決算から求めた直営費用の試算」の内容を整理すると、次のとおりである。

聴取事項5-3表（市からの聴取を基に作成したもの）

令和元年度決算額を基に、直営部分の費用総額から求めた、南部①の追加地域に係る費用削減額の試算

追加地域に相当する令和元年度の直営部分の乗車人員を、正規職員2人及び臨時職員1人の場合と、正規職員3人の場合で試算している。

※ 車両33台のうち、追加地域を2台相当分として算出している。

人件費単価は、元年度決算額より人数按分している。

単位：円

① 乗車人員 正規職員2人、臨時職員1人の場合			
正規職員2人	9,297,694×2人×2台		37,190,776
臨時職員1人	2,784,355×1人×2台		5,568,710
			42,759,486 ①

② 乗車人員 正規職員3人の場合			
正規職員3人	9,297,694×3人×2台		55,786,164 ②

車両に係る費用（台数割2/33）

燃料費	12,580,531	2/33台	762,456
車両メンテナンス費用	12,338,096	2/33台	747,763
車両関係器具	5,333,241	2/33台	323,227
保険料	881,800	2/33台	53,442
			1,886,889 ③

人員に係る費用（作業人数割6/94人）

作業服購入、洗濯	5,829,402	6/94人	372,089
その他消耗品等	371,064	6/94人	23,685
			395,774 ④

その他 世帯割（13%）

事務職員5人分	41,505,000	13%	5,395,650
啓発シール	650,200	13%	84,526
住宅地図	59,580	13%	7,745
求人広告	58,860	13%	7,652
運転手再教育	179,520	13%	23,338

※ 元年度購入の収集車両費用・収集中の車両損料含まず 5,518,911 ⑤

※ 元年度における直営区域世帯のうち追加地域世帯の割合は13%である。

正職2人+臨時職員1人の場合
の令和元年度直営費用 ⑥ = ①+③+④+⑤ 50,561,060 ⑧-⑥ ▲ 4,625,060 削減額（試算）

正職3人の場合の令和元年度
直営費用 ⑦ = ②+③+④+⑤ 63,587,738 ⑧-⑦ ▲ 17,651,738 削減額（試算）

試算の追加委託費用は、
請求人主張の追加委託費用と一致 → ※⑧ 45,936,000

※⑧の算出

令和2年度契約金額206,712,000円÷9台÷12ヶ月=1,914,000円/台・月

2台相当分：1,914,000円×2台×12ヶ月=45,936,000円（税込・年額）

試算結果 ⑥>⑧
⑦>⑧

聴取事項6	当初予算案作成時等における、追加委託地域に係る削減効果額の試算について。 また、試算していた場合は、その内容を提出してください。
市の回答	口頭により回答。 当初予算案作成時等において、分別収集事業の直営人件費の削減効果額を見込んでいました。 しかし、請求人から市に質問いただいた時点は、令和2年度の事業執行期間中であり、不確定な金額であることから、金額が確定していた会計年度任用職員（臨時雇料）8人分37,592千円を減額していると請求人に説明しました。また、この額はあくまで予算ベースであり、2年度終了後の決算で効果額は確定しますと説明しました。

聴取事項6において市から提出された、「令和2年度当初予算案作成時の、分別収集事業人件費における削減効果見込額」は、次のとおりである。

聴取事項6の表

市から提出された「令和2年度当初予算案作成時の、
分別収集事業人件費における削減効果見込額」

	令和元年度	令和2年度 当初予算案
正規職員	62人	58人 ・定年退職 ▲3人 ・人事異動 ▲1人 @8,301千円×4人=▲33,204千円
再任用職員	3人	6人 ・新規再任 +3人 @4,982千円×3人=14,946千円
令和元年度：臨時職員	29人	21人 ・契約終了 ▲8人 ・班長業務の見直し
令和2年度：会計年度任用職員		▲37,592千円
計（削減効果見込額）	94人	85人 ▲55,850千円

項目等の一部を加工している。

※8,301千円及び4,982千円は、
令和元年度決算成果報告書を参考

(4) 事実関係の確認

(1) 認定事実

本件財務会計行為である、「燃やすごみ・プラスチック類等収集業務委託【南部①】の業務契約」の事実認定を行った。

① 「直営収集業務の一部を民間に委託することによる経費削減」について

請求人は『課がR2年度で実施した具体的な経費削減策は、R2・3年度の発注に当たり、「すべての収集委託業務で、今までの業務仕様を見直し設計額を削減する」と「直営収集業務の一部を民間に委託することによる経費削減」の二本立てであった。』と主張している。

「直営収集業務の一部を民間に委託することによる経費削減」については、事実証明書4の1、請求人の質問に対する市の回答箇所から引用していることを確認した。

事実証明書4の1より抜粋

ご質問（請求人の質問）

『上記議員と課長との回答では、直営の一部を民間委託した結果として「民間委託費が増額した」といっています。その減った作業分（民間委託増額相当分）が直営の経費から削減出来た時が、成功だと思います。直営がやっていた業務をただ民間へ移すことだけが（直営経費削減関係なし）目的なのか？』

ご回答（市の回答）

『民間に委託することだけが目的でなく、その際には経費削減も大きな目的です。議員との答弁で増額したと回答しているのは2年度の分別収集事業予算額で、2年度委託料が元年度に比べ65,953千円増加しています。ただし、これは契約前の予算額であり、ごみ収集委託の契約額で元年度と2年度を比較すると約45,000千円削減することができました。』

市は「民間に委託することだけが目的でなく、その際には経費削減も大きな目的です。」と回答し、続けて経費削減については「(略) 増額したと回答しているのは2年度の分別収集事業予算額で、2年度委託料が元年度に比べ65,953千円増加しています。ただし、これは契約前の予算額であり、ごみ収集委託の契約額で元年度と2年度を比較すると約45,000千円削減することができました。」と説明している。

請求人は、直営が行っていた業務を民間に委託した部分の経費削減について質問しているのに対し、市は分別収集事業の契約額全体の削減内容を回答していることより、請求人の質問に対する市の回答（説明）に齟齬が生じていると言える。

② 削減効果額の試算（聴取事項5-3の表）について

聴取事項3及び5-3の表において、追加地域の令和2年度委託金額については、課においても請求人と同額の45,936千円で算出されている（17P聴取事項3の市の回答、21P参照）。

同表における追加地域の令和元年度の直営費用の試算について、正規職員 2 人と臨時職員 1 人の場合、正規職員 3 人で業務を行った場合をみると、いずれの削減額も請求人が主張する追加委託費用を上回っており、同表の試算では削減効果が見込まれる結果となっていることを確認した。

③ 削減効果額の試算（聴取事項 6）について

聴取事項 6 で「当初予算案作成時等において、追加地域に係る削減効果額の試算をしていなかったのか。」について確認した。

市からの回答は「当初予算案作成時等において、分別収集事業の直営人件費の削減効果額を見込んでいました。しかし、請求人から市に質問いただいた時点は、令和 2 年度の事業執行期間中であり、不確定な金額であることから、金額が確定していた会計年度任用職員（臨時備人料）8 人分 37,592 千円を減額していると請求人に説明しました。また、この額はあくまで予算ベースであり、2 年度終了後の決算で効果額は確定しますと説明しました。」との回答であった。

聴取事項 6 の表、市から提出された「令和 2 年度当初予算案作成時の、分別収集事業人件費における削減効果見込額」を見ると、人件費のみの効果額であるが、請求人が算出している南部①に追加委託された増額分 45,936 千円を、削減効果見込額 55,850 千円が上回っていることを確認した。

②③により、令和元年度の直営時に実施していた 2 台相当分の業務は、臨時職員のみではなく正規職員も行っており、その他経費等の削減も見込まれることは想像に難くないが、請求人から質問があった時点では、決算を迎えないと正確な数字は算出できないという理由により「予算ベース」である「会計年度任用職員の削減額」を説明している。

④ 設計書（聴取事項 1）について

請求人は、「請求日が年度途中の R3 年 1 月なのに、1 年分の返還を求める理由は、本件財務会計行為において、A 社（南部①）には一切、落ち度はないからである。落ち度は、設計書作成において誤った契約金を算出し、業者に提示した同課にある。」と主張している。

設計書は市で作成しており、聴取事項 1 のとおり、元年度の積算内訳は収集業務費で 1 車 1 ヶ月当たり 1,641,630 円（税抜）で積算したものに 7 台分の小計と事務所管理費、管理費を含めた 164,842,056 円（税抜）を設計額としている。

2、3 年度は人件費、物品費、車両経費、車両維持管理費の直接業務費のほか、業務管理費、一般管理費を含めた 1 車 1 ヶ月当たり 1,748,577 円（税抜）で積算したものに 9 台分の合計 188,846,316 円（税抜、年額）を設計額としている。2、3 年度の 1 車 1 ヶ月当たりには直接業務費のほか、業務管理費、一般管理費が含まれており、それを除いた直接業務費の 1 車 1 ヶ月当たりの金額は 1,271,693 円（税抜）となる。

元年度（1,641,630円）と比較して1車1ヶ月当たり369,937円（税抜）の削減が図られていることを確認した。

以上のとおり、設計内容について市からの聴取等により内容を確認したところ、特に疑義は生じなかった。

(5) 監査委員の判断

本件財務会計行為が地方自治法第2条第14項の定めに対し、令和2年度のみで834万6,000円の損害を被ったのかについて

請求人の主張は次のとおりである。

・同課は削減したと公言しているにも拘わらず、結果として「直営が自ら業務するより高い金額で民間業者に委託していたことになる。つまり、本件財務会計行為において、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」の真逆の行為を行ったことになり違法である。

・本件財務会計行為において、直営業務の一部を民間委託した際、同課が削減出来た直営コストは3,759万円に過ぎないにもかかわらず、R2年度南部①に追加委託された金額は、4,593万6,000円だった。

更なる人件費削減か物件費等の削減乃至売却等で経費圧縮に対応すべきであったが、行わなかったことで、市は今年度のみで834万6,000円（4,593万6,000円-3,759万円）の損害を被った。

・本件財務会計行為のR2年度1年間の損害額834万6,000円の速やかな返還命令乃至は直営収集コスト削減の措置命令。

・市長への請求額は、1年分の834万6,000円全額である。

本件の委託業務が請求人の主張する違法、不当な公金の支出に該当するのかについて検討を加える。

事実証明書4の1で、請求人が『上記議員と課長との回答では、直営の一部を民間委託した結果として「民間委託費が増額した」といっています。その減った作業分（民間委託増額相当分）が直営の経費から削減出来た時が、成功だと思えます。直営がやっていた業務をただ民間へ移すことだけが（直営経費削減関係なし）目的なのか？』と質問したことに対し、市は「民間に委託することだけが目的でなく、その際には経費削減も大きな目的です。」と回答し、続けて経費削減については「（略）増額したと回答しているのは2年度の分別収集

事業予算額で、2年度委託料は元年度に比べ65,953千円増加しています。ただし、これは契約前の予算額であり、ごみ収集委託の契約額で元年度と2年度を比較すると約45,000千円削減することができました。」と説明している。

ここで請求人は、直営の一部を民間委託した部分の経費削減について質問しているのに対し、市は分別収集事業にかかる民間への委託契約額全体の削減内容を回答していることより、請求人の質問に対する市の回答（説明）に齟齬が生じていると言える。

また、市への聴取（聴取事項6）において、「当初予算案作成時等において、追加委託地域に係る削減効果額の試算をしていなかったのか。」について確認したところ、「当初予算案作成等において、分別収集事業の直営人件費の削減効果額を見込んでいました。しかし、請求人から市に質問いただいた時点は、令和2年度の事業執行期間中であり、不確定な金額であることから、金額が確定していた会計年度任用職員（臨時備人料）8人分37,592千円を減額していると請求人に説明しました。また、この額はあくまで予算ベースであり、2年度終了後の決算で効果額は確定しますと説明しました。」との回答であった（この請求人と市の質疑応答は、事実証明書4の1に記載がある）。

ここで市は、金額が確定していた会計年度任用職員（臨時備人料）8人分37,592千円を減額していると説明し、決算で効果額は確定する旨を補足しているが、説明内容は事実であるものの、結果的に請求人に疑義を生じさせている状況になっていることから、十分な説明であったとは言えない。

しかし、本件財務会計行為である契約に係る手続きを確認したが、関係法令等に則り行われており、違法又は不当な財務会計行為であるとは認められなかった。

また、分別収集事業全体では、事業再検証を受け2年度から収集業務仕様の見直しによる委託料の削減に取り組み、元年度契約額に対して44,583千円（13P参照）の削減を図っており、収集業務全体での削減効果が出ていることを確認した。

さらに、市が作成した削減効果見込額（聴取事項5-3の表、6の表）を見ると、請求人が主張する南部①に追加された費用45,936千円をいずれも上回っていることを確認した。

加えて、令和2、3年度の分別収集事業全体の業者選定は、指名型プロポーザル（企画提案）方式により実施している。この選定方法は、価格の低廉性のみを判断基準とする競争入札では、適正な業務の確実な履行の担保などの目的を達成できない契約を締結する必要がある場合に、事業者の経営基盤、履行体制等において総合的に判断し、相応しい業者を選定することが目的である。

したがって、本件財務会計行為である契約行為は関係法令等に則り行われているとともに、分別収集業務全体で元年度契約額に対して44,583千円の削減を図っていること、また、価格のみによる競争ではなく総合的に判断し業者選定が行われていることから、分別収集事業全体及び市全体的な視点で見ても損害に値するものでないため、本件財務会計上の違法性、不当性を認めることはできない。

以上のことから、請求人が主張する本件財務会計行為は違法、不当に該当せず、市が損害を被ったとは認められない。

よって、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により主文のとおり決定する。

意見

本件請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、市長に対し、次のとおり意見を提出する。

本件請求は、市民の疑問と市の回答（説明）に齟齬が生じたことが原因で起こされたものであると言える。

今回の監査を進めた結果、本件財務会計行為については関係法令等に則り行われていたが、請求人の質問時において、令和元年度の直営時に実施していた 2 台相当分の業務は、臨時職員のみではなく正規職員も行っていることや、その他の経費等の削減も見込まれることは想像に難くない。

市民等に疑義が生じないようにするためにも、今後においては、市民が理解しやすいように、情報の公開や丁寧な説明を行うことを要望する。

令和 3 年 3 月 12 日

川西市監査委員 小 林 宏

川西市監査委員 向 山 愛 子

川西市監査委員 黒 田 美 智